

## 第3章 計画の目指すべき方向

### 第1節 基本目標

#### (1)基本目標(市川市の将来環境像)

本計画は市川市環境基本条例に基づき、環境の現状と課題を踏まえ、本市の目指す将来環境像を次のとおり掲げ、これを本計画の基本目標とします。

#### 『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』

本市は、先人達のたゆまぬ努力と地理的条件にも恵まれ、首都圏の中核都市として発展してきました。また、江戸川のゆったりとした流れと市街地のクロマツや斜面を覆う雑木林など、都心に近接しながら心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。

清らかな大気や水、多様な生態系、安定した気候など、恵み豊かな環境という基盤の上に私たちの日々の暮らしやその支えとなる事業活動は成り立っており、人と自然が共生していくことは、人々の健康を保ち、文化的な生活を営むことにつながっています。そして、将来、このまちに生まれてくる人々や集う人々に、この環境の恵みを引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年の様々な環境問題は、日常生活や事業活動から生ずる過大な環境負荷が原因とされており、環境に関する取り組みの重要性はますます高まっています。さらに、環境問題は様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、行政のそれぞれが環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

私たちは、現在及び将来の市民の健康で文化的な活力あふれる生活を確保しつつ、環境の保全と創造に努め、身近に自然を感じる文化のまちをみんなで築いていきます。

## (2)市川市環境基本条例の基本理念

市川市環境基本条例では、基本理念について次のとおり定めています。

### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようしなければならない。

### (3)市川市総合計画 2050 の将来都市像とまちづくりの基本目標

本計画の上位計画である市川市総合計画 2050 では、以下の将来都市像を掲げています。

『いのちを尊び 知性と希望を育み 環境と共生して 和がつながるまち いちかわ  
～住み続けたいまちを次世代へ～』

この将来都市像を実現するためのまちづくりの基本目標を、以下のとおり定めています。

- 基本目標1 誰もが自分らしく豊かに暮らせるまちづくり
- 基本目標2 いのちと暮らしを守る強くしなやかなまちづくり
- 基本目標3 変化に対応した快適な暮らしを支えるまちづくり
- 基本目標4 環境に優しい自然と共生したまちづくり
- 基本目標5 多彩な文化と活気が織りなす魅力あふれるまちづくり

将来都市像及び基本目標の中では「いのち」や「環境と共生」がキーワードとされており、また基本目標4では「環境に優しい自然と共生したまちづくり」が掲げられていることから、かけがえのない自然や多様な生態系を保全するとともに、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立が求められています。

## 第2節 基本理念

本計画の基本目標及び市川市環境基本条例を踏まえ、次の5つを基本理念とします。

基本理念1	地球温暖化の防止と気候変動への対応を推進する
地球環境	<p>人々の活動に伴い排出された温室効果ガスを原因とする地球温暖化などの地球環境の問題は、環境に与える影響の大きさや深刻さから、現在及び将来の市民の生存基盤に関わる大きな問題です。</p> <p>今後は地球温暖化対策をいっそう進め、市民・事業者・市が一丸となって二酸化炭素排出量が実質ゼロの脱炭素社会の構築を目指すとともに、深刻化する気候変動への影響に備えていかなければなりません。</p> <p>私たちは、地球環境の保全を自らの課題と認識して積極的に取り組み、地球温暖化の防止と気候変動への備えを推進します。</p>

基本理念2	ごみの減量と資源化を推進する
資源循環・ 廃棄物	<p>私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求するあまり、大量生産・大量消費型の経済社会活動を展開してきました。それにより大量廃棄型の社会が形成され、環境の保全と健全な物質循環を阻害し、地球温暖化等の様々な環境問題が発生しています。</p> <p>私たちは、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を更に推進することで天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会を構築するとともに、廃棄物の適正な処理を確保します。</p>

基本理念3	うるおいのある水辺・緑地を保全し、人と自然とのつながりを形成する
自然環境	<p>私たちは自然の多様性に恩恵を受けながら、発展を遂げてきました。しかし、他の生き物への配慮が思い至らないために、それらの生き物が生息できない環境にしてしまうことがありました。私たちは自然とふれあう場や機会の確保を通して自然環境への関心を高めるとともに、自然環境の保全再生を進めていくことが必要です。</p> <p>私たちは、うるおいのある水辺・緑地を保全し、その持続可能な利用を通じて人と自然とのつながりを形成します。</p>

基本理念4	健康で安全に暮らせる環境を確保する
生活環境	<p>私たちの日常生活や事業活動は少なからず環境に影響を与えています。こうした影響が環境の持つ自浄能力（自然の復元能力）を超えたことにより、都市生活型環境問題が起きていますが、これらの問題を改善するため、日常生活や事業活動において環境への負荷をできる限り低減することが求められています。さらには、景観や都市基盤施設を充実させることで、より良い環境を作り魅力ある街づくりを進めていくことも大切です。</p> <p>私たちは、生活に関わる大気や水、土壌などを良好な状態に保全し、安全・安心で快適な生活環境の整備を進め、健康で安全に暮らせる環境を確保します。</p>

基本理念5	環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進する
協働	<p>環境問題は、私たちの生活や事業活動の積み重ねによって生じることが多いため、一人ひとりが環境との関わりを理解することが大切です。また、お互いの価値観や立場を認め合い、力を合わせて、積極的に環境への影響について配慮するよう行動することが重要です。さらには、これらの環境活動を人々のライフワークや地域経済の活性化につなげていくことが期待されています。</p> <p>私たちは、環境を良くするために、市民・事業者・市による協働を推進します。</p>

これらの中で、基本理念1から基本理念4までは事象個別の分野に関わるものです。これらの全ての分野について関わるものとして、基本理念5の事象横断的な分野があります。

全ての基本理念に基づき、基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』という将来環境像の実現を目指していきます。

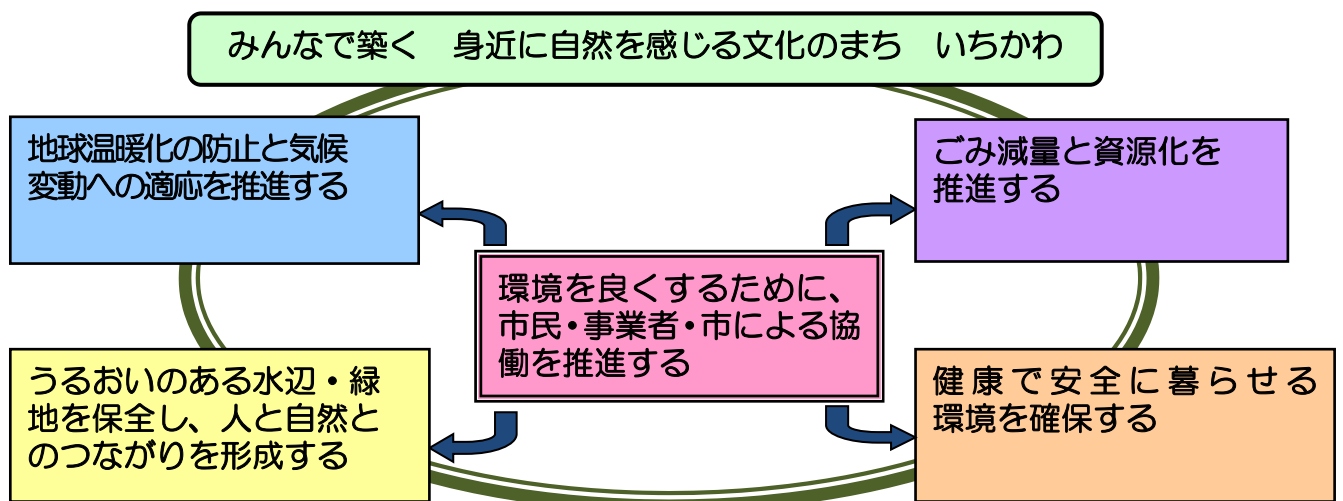


図3-1 基本目標と基本理念の関係のイメージ

# 第3節 計画の体系

